

大阪府高等学校芸術文化連盟専門部会規定

(名 称)

第1条 大阪府高等学校芸術文化連盟に次の専門部会を置く。

- | | | |
|-------------------|-------------------------|-------------|
| (1) 開会行事部会 | (2) 合唱部会 | (3) 吹奏楽部会 |
| (4) 器楽・管弦楽部会 | (5) 日本音楽部会 | (6) 吟詠剣詩舞部会 |
| (7) 演劇部会 | (8) マーチングバンド・バトントワリング部会 | (9) 芸能部会 |
| (10) 美術・工芸部会 | (11) 書道部会 | (12) 写真部会 |
| (13) 放送文化部会 | (14) 囲碁部会 | (15) 将棋部会 |
| (16) 小倉百人一首かるた部会 | (17) 茶道部会 | (18) 軽音楽部会 |
| (19) ダンス部会 | | |

(事務局)

第2条 各専門部会の事務局は、専門部会長（以下部会長という。）が指定する学校に置く。

(設置及び廃止)

第3条 専門部会の設置及び廃止は、理事会の議決により決定する。

(業 務)

第4条 専門部会は、次の業務を行う。

- (1) 発表会の開催
- (2) 関係諸機関との連絡調整
- (3) その他本連盟の目的達成に必要な事項

(組 織)

第5条 専門部会は、高等学校等の当該分野に係る教職員をもって組織する。
高等学校等とは学校教育法における高等学校及び高等学校に準ずる学校を指す

(役 員)

第6条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 部会事務局担当者 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 部会委員 若干名

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 部会長及び副部会長は、本連盟会長が委嘱する。
- (2) 部会事務局担当者、会計、会計監査、部会委員は、専門部会の推薦により部会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事及び任期は、本連盟規約に準じる。

(会 議)

第9条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

第10条 専門部会の議事は、本連盟理事会に準じる。

(会 計)

第11条 専門部会の経費は、本連盟からの専門部会への予算及びその他の収入をもって充て、本連盟事務局に会計報告をしなければならない。

第12条 専門部会の会計年度は、本連盟規約に準じる。

(規定の改正)

第13条 本規定は、理事会の議決により改正できる。

付 則

この規定は、平成4年5月13日から施行する。

付 則 (平成7年度一部改正)

この規定は、平成8年3月21日から施行する。

付 則 (平成8年度一部改正)

この規定は、平成9年3月21日から施行する。

付 則 (平成10年度一部改正)

この規定は、平成11年3月30日から施行する。

付 則 (平成23年度一部改正)

この規定は、平成24年5月16日から施行する。

付 則 (平成31年(令和元年)度一部改正)

この規定は、令和元年5月29日から施行する。